

# 浜田スイミングスクール規約

- (名称)  
第1条 本スクールは浜田スイミングスクールと称する。
- (経営)  
第2条 本スクールは浜田市より委託を受けた、公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団が管理・運営し、事務局を浜田市室内プールにおく。
- (目的)  
第3条 本スクールは教育的配慮のもとに一貫した水泳指導を行い、水泳に対する正しい理解と関心を深め、併せて健全な心身の育成をはかることを目的とする。
- (入校資格)  
第4条 本スクールに入校できる者は、各コース別に定められた資格に該当する健全な者であって、本スクールの趣旨に賛同したものとす。
- (退校)  
第5条 退校する者は、別に定める退校届に必要事項を記入し、退校する月の15日までに届け出なければならない。
- (休校)  
第6条 学校行事、私用、病気で一定期間休む場合は、休校届を前月15日までに提出し、その月は別に定めるところに従い休校料を納入しなければならない。
- (年会費)  
第7条 年会費は入校手続き時に納めなければならない。なお、次年度からは4月分の月謝とともに3月末日までに納入すること。
- (月謝)  
第8条 月謝は別に定めるところに従いコース別の月謝を1ヶ月毎に納入しなければならない。  
1. 入校手続き時に月謝2ヶ月分を納入すること。  
2. 月謝は毎月末日までに翌月分を納入すること。  
3. 月謝は会員が指定する口座より引落しとする。
- (月謝の不返還)  
第9条 一旦納入した年会費及び月謝等は理由の如何を問わず返還しない。ただし、特別措置として返還する場合もある。
- (月謝等の滞納)  
第10条 会員が事前の承認手続きをとる場合の外、正当な理由がなく月謝を2ヶ月間未納の者は、水泳の指導を停止し、会員としての資格も失う。
- (会員の遵守事項)  
第11条 会員は下記のことを遵守しなければならない。  
1. 場内では、管理者、コーチの指示に従いルールを守ること。  
2. 秩序を守り、本スクールの目的にそよう努力すること。  
3. チームワークを守り、会員が明朗活発なスポーツマンとなるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をすること。
- (除名)  
第12条 本規約に反するなど本会員にふさわしくない者は協議によって除名することがある。
- (事故の責任)  
第13条 本スクールはスイミングクラブ保険に加入する。  
第14条 会員が会場内で練習及び試合中に身体上の傷害を受けた時は、その会員がコーチの指示に厳密に従っていたと認められる場合に限り、本スクールはスイミングクラブ保険の賠償金を限度額とし、損害賠償の責に任ずる。又、場内管理の定めに従わないために場内で発生した盗難について、本スクールは損害賠償責任を一切負わないものとする。
- (会員の服装及び使用器具)  
第15条 会員が本スクールで指導を受ける場合の服装及び用具は、本スクールが指定するものを使用しなければならない。ただし、特例を認める場合もある。
- (休館日)  
第16条 毎週日曜日は原則として休館日とする。  
第17条 水泳大会、その他行事等のため臨時休館日を設けることがある。  
第18条 原則週1回コースは月4回とする。ただし、行事等のため月3回になる場合がある。その場合、振替練習日を設け調整する。
- (その他)  
第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は公益財団法人 浜田市教育文化振興事業団が別に定める。
- (発効)  
第20条 本規約は平成14年4月1日より発効する。  
第21条 本規約は平成29年3月改定する。  
第22条 本規約は平成30年4月改定する。

## ◎コース変更について

- 練習コースを変更する時は、コース変更届を前月15日までに提出してください。バスコースを変更される場合にもコース変更届が必要です。

## ◎保護者のみなさまへのお願い

- 見学は指定された場所で行ってください。
- 練習中は決してお子様へ指図しないで下さい。
- 水泳指導に関してはコーチに一切おまかせ下さい。
- 練習のない日にも、お子様に柔軟運動などするようにご指導下さい。
- 練習日には手、足の爪を切っておくようにご指導下さい。
- 練習の帰りに風邪をひきやすいので、特に冬期は防寒具を着用させて下さい。
- 疑問点等お尋ねになりたいことがありましたら、直接コーチとお話し下さい。
- お金など貴重品はお子様を持たせないようにして下さい。
- 水泳用具等、すべての物に記名して下さい。